

# 介護職員等特定処遇改善加算に係わる「見える化要件」について

## 【介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算状況】

	[処遇改善加算]	[特定処遇改善加算]
○デイサービス相原やまゆり（通所介護）	I	II
○ヘルパーステーション相原やまゆり（訪問介護）	I	II

## 【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- 1、現行の介護職員処遇改善加算（I）から（III）までを取得していること。
- 2、職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること。
- 3、賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること。

	職場環境要件項目	当法人としての取組
資質の向上	働きながら介護福祉等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担をするための代替職員確保を含む）	資格取得支援制度を導入し、研修費用の補助や勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。 各種研修の受講については、各事業所管理者により計画的に行っている
労働環境・処遇の改善	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎朝、ミーティングを開き情報共有を徹底している。 また各部署においては全体ミーティングを定期的を開催し業務内容やケア内容の改善を図る
	健康診断・感染症対策等の健康面の強化を図る	全職員を対象に健康診断及びインフルエンザ予防接種を実施する
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任所在の明確化	各種委員会の設置による方針や対策の徹底とその対応マニュアルの作成する
その他	職員の増員による業務負担の軽減	法廷を上回る人員配置、清掃担当者の採用で職員の負担を減らし、働きやすい環境を整える
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	地元保育園・幼稚園・小学校との交流を積極的に開催し交流を図る